

4章

毎年の利息のお受取等について

1 債券発行後の年間スケジュール

4章

	マンション管理組合	住宅金融支援機構 (又は みずほ銀行 (事務受託銀行))
1月	<p>◆受取利息額のご案内</p> <p>「利払通知書」の受領、内容の確認及び保管 満期年(10年目)の場合は、「満期償還金支払通知書」を併せて受領、内容の確認及び保管</p>	<p>【1月中旬】</p> <p>「利払通知書」の送付 満期年(10年目)の場合は、「満期償還金支払通知書」を併せて送付</p>
2月	<p>◆受取利息等のお受取</p> <p>利息のお受取 満期年(10年目)の場合は、元本を併せてお受取</p>	<p>【2月20日】</p> <p>利息のお支払 満期年(10年目)の場合は、元本を併せてお支払</p>
年1回	<p>◆残高証明書の発行</p> <p>受領、内容の確認及び保管</p>	<p>【残高証明書送付希望月の第7営業日頃】</p> <p>残高証明書の送付</p>
随時	<p>●中途換金 詳細は5章をご参照ください。</p> <p>中途換金の依頼 → 中途換金手続</p>	<p>中途換金手続</p>
	<p>●各種変更等手続 11月下旬に送付する積立用書類に、手続の詳細を説明した資料を同封しています。</p> <p>各種変更等手続の依頼 → 各種変更等手続</p>	<p>各種変更等手続</p>



- 購入した債券の利息の受取日が銀行休業日にあたる場合は、利息の受取日はその前営業日になります。
- 継続購入をされた場合は、2回目以後購入分の債券の発行スケジュールは変更となる可能性があります。これに伴い利息の受取日も変更となる場合があります。

1月 受取利息額等のご案内

毎年1月中旬に、「利払通知書」※1を代表者（理事長等）又は管理組合が別途指定したマンション管理会社へ送付します。

なお、満期年（10年目）の場合は、「満期償還金支払通知書」※2を併せて送付します。

※1 毎年機構からお支払する受取利息額等を記載した利息のお支払に関する事前案内（ハガキ）

※2 満期時に機構からお支払する元本金額等を記載した満期償還額のお支払に関する事前案内（ハガキ）

2月 応募年度発行債券の受取利息

満期まで毎年1回定期的にご指定いただいた口座に、債券の利息をお振込みします。

※応募年度発行債券における満期までの単年利率（毎年の利率）と1口（50万円）あたりの受取利息額は、別添チラシ又は機構ホームページでご確認ください。

参考 応募年度の次年度以後に発行する債券の受取利息

応募年度の次年度以後に発行する債券（応募年度に発行した債券の2回目以後の継続購入分又は応募年度の次年度以後に新規に応募して購入した分）の利率や受取利息額は、今後の発行条件決定時の市場金利水準等を勘案して決定します。従って、応募年度の次年度以後に発行する債券の利率は、年度ごとにそれぞれ異なりますので、機構ホームページ又は毎年11月下旬（予定）に機構から送付する積立用書類でご確認ください。

※債券がいったん発行されれば、その債券に関する満期までの利率や受取利息額は確定します。

債券の満期

購入する各債券の満期は、各債券の発行時期から10年後となります。

満期償還額（満期日にお支払する額）は1口（50万円）に対し50万円です。

なお、満期償還金により、自動的に新たな債券を購入する取扱いはございません。また、満期日の前に、積立金（債券の購入金額）のお振込み締切日が到来するため、その年度の満期償還金をもって、積立金のお振込みに充当することはできませんので、ご注意ください（別途、購入のための資金のご用意が必要になります。）。

年 1 回 残高証明書の発行

毎年 1 回、管理組合が希望する月に、機構が残高証明書（ハガキ）を発行し、代表者（理事長等）又は管理組合が別途指定したマンション管理会社あてに送付しますので大切に保管してください。

送付希望月は応募時に「積立申込書兼送付先指定依頼書」にご記入いただくことをご指定いただけます。発行する残高証明書には前月末の残高を表示しますので、**決算月の翌月をご指定いただくことをお勧めします。**

なお、**残高証明書は送付希望月の第 7 営業日頃**に発送します。それ以前の送付については、ご希望に添えませんのでご了承ください。

（例）決算月が 3 月の場合は、残高証明書の送付希望月を 4 月に指定（4 月第 7 営業日頃に 3 月末現在の残高証明書を発送します。）



積立金（債券の購入金額）のお振込みが完了していても、まだ債券が発行されていない場合は、その積立金額については残高証明書の債券残高には含まれません。